

高知県「土佐の教育奨励表彰」要項

1 趣 旨

教育実践を継続して取り組み、常に職務に精励し、成績及び技能が優れ、他の模範となる職員に対して表彰を行う。

2 表彰の対象

県立及び市町村（学校組合）立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の職員。

3 推薦の基準

次の各号に該当する者に対して行う。

- (1) 常に職務に精励し、成績及び技能が優れ他の模範となった者。
- (2) 土佐の教育実践表彰を受賞し、教育実践に継続して取り組んでいる者。
- (3) 前各号に掲げる者のほか、特に高知県教育委員会が土佐の教育奨励表彰をすることを適当であると認める業績又は行為のあった者。

4 推薦の方法

- (1) 市町村（学校組合）教育委員会は、当該管内における学校の職員の中から、被表彰候補者を高知県教育委員会へ推薦する。
- (2) 県立学校長は、所属する職員の中から、被表彰候補者を高知県教育委員会へ推薦する。
- (3) (1)～(2)に掲げる職員のほか、高知県教育委員会が土佐の教育奨励表彰をすることを適当であると認める業績又は行為があった者。

5 提出書類

- (1) 市町村(学校組合)教育委員会から高知県教育委員会へ提出
 - ① 職員表彰内申書(様式 11)
 - ② 職員表彰調書(様式 12)
- (2) 県立学校から高知県教育委員会へ提出
 - ① 職員表彰内申書(様式 11)
 - ② 職員表彰調書(様式 12)